

総理大臣 菅 直人 殿
外務大臣 前原 誠司 殿
財務大臣 野田 佳彦 殿
経済産業大臣 海江田 万里 殿
国際協力機構理事長 緒方 貞子 殿

海外投融資の再開の検討に関する要請書

1. JICA の海外投融資再開に関する基本的認識

昨年 12 月、国際協力機構（JICA）による海外投融資の再開につきまして、そのパイロットアプローチの再開が「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」において正式に決定されましたが、私どもは、ODA を使って JICA が実施する海外投融資について、以下のような問題意識を持っております。

- ODA で実施する海外投融資は、従来「高リスク・低採算性案件」¹を対象にしてきており、過去の行政改革で一度廃止されているスキームである。現在、日本は債務残高が 800 兆円を超える借金大国だが、この点に関する十分な検討がないままに再開することは日本社会の市民負担の更なる増大に繋がる危険を孕んでいる。
- 企業の海外展開支援であれば、民間金融機関単独ではリスクをカバーできない案件については、国際協力銀行（JBIC）、日本貿易保険（NEXI）、経済産業省やその所管機関による支援等、様々なスキームが既に存在している。したがって、JICA が海外投融資を実施する場合、上記の諸機関との機能の重複及び分担があいまいとなる恐れがある。特に、行政コストの削減の必要性が迫られている昨今、機能の重複は何としても回避するべきである。
- 「既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件」のリスクを回避しながら、開発効果が発現することを確保するための案件審査・監理を行うことにより、JICA の業務範囲が拡大し、行政コストが増大することが予想される。

以上のような問題認識により、JICA は海外投融資の再開を行うべきではないと考えております。ただし、再開をするのであれば、慎重な検討プロセスを踏むべきです。

2. 再開の検討プロセスに関する認識

再開のプロセスに関しては、日本政府としても以下のような方針をこれまで打ち出しています。

- 「JICA の投融資機能については、民間との意見交換を踏まえ、また、開発効果の高い新しい需要に対応するため、再開に向けて検討する。そのために、関係省にて、新しい制度・チェック体制を構築すべく、過去の実施案件の成功例・失敗例や問題点を十分研究・評価する」第 2 2 回海外経済協力会議（平成 21 年 6 月 2 日）

¹ 「『国際協力に関する有識者会議』最終覚え書き」平成 21 年 2 月

- ・ 「今後、関係省において行う海外投融資業務の実施の検討に当たっては、企業関係者のみならず政府開発援助に知見を有する非政府組織の代表を含む外部の有識者の意見を徴する場を設け、その内容は原則公開する考えである」第 171 回国会（常会）内閣参質一七一第二三七号 平成二十一年七月二十一日

また、私どもとしても、再開を決定する前に、過去の案件実施を研究・評価し、多様な立場から、再開の是非も含めて十分な議論を尽くす必要があるという認識の下、再開の検討プロセスについて、別添 1 のように提言をしてまいりました。

しかしながら、このたびの海外投融資の再開の決定については、以下の点でプロセス上の決定的な不備がありました。

- ・ 政府として正式に「再開を決定する前」に、意見交換会が開催されるべきだった。今回の意見交換会は、あくまでも「実施決定」直前である。これにより、再開の是非に関する議論のみならず、徹底的な意見交換の余地すらなくなってしまった。
- ・ 過去の海外投融資の研究・評価の結果が公開され、パブリックレビューにかけた後に、再開が決定されるべきだった。今回、その結果は再開決定後、公開された。
- ・ 過去の海外投融資の評価・研究の結果は、より早期の段階で公開されるべきだった。今回、意見交換会の直前で公開された。

このように、再開の是非を含めた検討を行うプロセスを欠いたまま、JICA 及び関係省だけで過去の研究・評価や新たな制度設計を進め、パイロット事業を実施することが決定されたことは誠に遺憾です。今般の「意見交換会」は、すでに再開が決定した後の形式的な意見交換であり、私どもが要請してきたような、再開の是非も含めて議論を尽くす場とは異なります。

3. 要請

以上の認識の下、以下の事項につき要請致します。

< 再開の是非に関する検討 >

- ・ パイロット事業の支援決定前に、海外投融資の再開の是非について、関心を有する NGO 等も含めて、意味のある協議を十分に行うこと
- ・ 上記を実施したうえで、少なくとも以下が満たされない限りは、パイロット事業の実施および本格的な再開を行わないこと

< パイロット事業の実施 >

- ・ パイロット事業の支援決定前に、実施体制や運用方法について、関心を有する NGO 等と意味のある協議を十分に行うこと
- ・ JICA の環境社会配慮確認のためのガイドラインの有償資金協力の規定を「全面」適用すること
- ・ パイロット事業は「開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的と

し」²、その支援決定前に、開発効果に関する事前評価を公表すること

- パイロット事業が無制限な再開とならないように、パイロット事業の案件（数）及び期間を事前に決めておくこと
- 海外投融資委員会の委員の選定にあたっては、透明かつ公正に行うこと。外部委員については、自らの専門性にに基づき、各省及び JICA に対して独立した立場からの意見表明が可能であることを要件とすること
- JICA の海外投融資が、民間セクター開発支援を目的としているのであれば、対象を日本の法人に限定するべきではなく、むしろ途上国の民間セクターを対象に含めること

< 本格的な再開 >

- 本格的な再開をする前に、まずはパイロット事業に関するレビューを実施すること
- パイロット事業のレビューは、JICA がパイロット事業からの退出を評価できるタイミングで行うこと。また、そのレビューは、透明性を確保した形でレビューを実施すること。
- パイロット事業のレビューは、事業の途中で企業が何らかの理由で退出してしまったような事業に関しても、日本政府または JICA は評価を実施すること
- 上記レビューは公開し、十分な時間を置いた後、本格的な再開に関する外部との徹底的な意見交換の場を持つこと

以上

< 連名団体 >

A SEED JAPAN

AM ネット

国際環境 NGO FoE Japan

ODA 改革ネットワーク

アジア開発銀行福岡 NGO フォーラム（FNA）

アジアの浅瀬と干潟を守る会

環境行政改革フォーラム

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

（特活）関西 NGO 協議会

関西フィリピン人権情報アクションセンター

原子力資料情報室

債務と貧困を考えるジュビリー九州

（特活）メコン・ウォッチ

² 経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)による政府開発援助の定義。

³ 融資案件の場合は返済が開始するまで、出資案件の場合は退出が開始されるまで。